

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和6年度第5回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第4番八木委員さん、第5番久保田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

7月25日 第1回土地部会 加藤会長、石川職務代理、土地部会の会員の皆さまに、生産緑地の調査について打ち合わせを行いました。7月30日 青梅市農業振興団体連絡協議会 市役所 加藤会長にご出席をいただきました。8月7日 青梅市担い手育成総合支援協議会 市役所 石川職務代理、町田委員さんにご出席をいただきました。8月8日 西多摩農業改良普及事業協議会 農林水産振興財団青梅庁舎で行われ、加藤会長にご参加いただきました。西多摩の西東京農協、西多摩農協、秋川農協の組合長さん、西多摩農業委員会の会長さん、農業委員会がない奥多摩等につきましては行政の担当課長が参加された会議が開催されました。同じく8月8日 青梅市畜産振興会総会 霞共益会館 加藤会長にご出席いただきました。8月14日 生産緑地本調査 市内の生産緑地を加藤会長、石川職務代理、土地部会会員の皆さま、農業委員会事務局、都市計画課担当職員で調査をおこないました。8月19日 東京都農業会議臨時総会 総会后70周年記念式典 主婦会館 加藤会長にご参加いただきました。8月21日 第2回土地部会 市役所 石川職務代理、土地部会の皆さまが14日に行った調査の協議をおこないました。8月23日 西多摩地区農業員農地利用最適化推進委員研修会 市役所 東京都農業会議主催 WEBで開催され、町田委員、高山委員、吉野委員、新井委員、川口委員、宿谷委員にご参加いただきました。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」7件を上程いたします。

議長

それでは整理番号1番について、野村委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号2番 野村です。

整理番号1番について説明します。

8月15日日本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この3筆は一団の畑で、梅の木8本、桜の木、畑の境にツツジが植えてあり、草は刈られていました。畑の広さに比べて梅の木が少ないので、もっと補植してほしいと伝えました。本人も了承し、梅だけでなく果樹を植えるようにすると言っていました。また近くに母親名義の畑もあるようで、母親が入院して大変なようでした。よろしくご審議をお願いします。

議長

それでは整理番号2、3番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 森田です

整理番号2番について説明します。

8月15日日本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

委員

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は夏前にジャガイモを収穫したとのことで現在は使っていませんでした。

地番、地目畑、面積

この畑は、ワラビ、キュウリ、トマト、ピーマン、ナス、一部に栗の木2本植えてありました。

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

この5筆は一団の畑になっていまして、地目は田ですが現況は畑です。ここの畑には栗の木6本、梅の木2本、広さのわりに作物が少ないようでした。もともと田んぼだったそうで、作物を作ってもうまくいかないということでしたが、耕作をするように指導しました。

地番、地目田、面積

この畑は、さやえんどうを作ったが上手くいかなくて、長いこと作物を作っていなかったところなので、どのような作物がいいのか検討中とのことです。色々と四苦八苦しなからやっているようでした。よろしくご審議お願いします。

整理番号3番について説明します。

8月15日日本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は家の周りで一団の畑になっています。ナス、トマト、小松菜、ホウレン草、柿の木1本、キウイ棚がありました。春にはジャガイモなどを作ったそうです。

大部分は耕作済みでした。これから何を作ったらいいのかと悩んでいたのも、冬野菜の大根、白菜を作って自家消費するといいと話をしました。よろしくご審議お願いします。

議長

それでは整理番号4番について、八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 八木です

整理番号4番について説明します。

8月13日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

自宅を取り囲むようにL字型の畑で、枝豆、サトイモ、トマト、ショウガ、ネギ、ナス、オクラ等を作られていました。一部、草が繁茂しているところがありましたが、よく見るとそこにはスイカが作ってありました。きれいに耕作していました。よろしくご審議お願いします。

議長

それでは整理番号5番について、吉野委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番 吉野です。

整理番号5番について説明します。

8月13日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑には、サトイモ、落花生、スイカ、トマト、キュウリ、ナス、ネギ、茶が栽培されていまして、全体的に非常によく管理されていました。よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号6番、7番は榎戸委員さんに関係するものでございますので、先に整理番号1番から5番の採決を行います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

それでは、整理番号6番、7番の審議に入りますが、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、榎戸委員さんには退席いただきます。

議長

次に議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件を上程いたします。

議長

それでは整理番号6番、7番について、松永委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 松永です

整理番号6番について説明します。

8月13日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

さんは農林業から施設園芸に転化をされて、ご夫婦で花卉、野菜苗の生産販売を中心に経営をされております。施設につきましては7m×30mのビニールハウスを2棟、中には網目状の育苗用の作業台を3列ならべております。外の畑には10tダンプ10台分の赤土、腐葉土70立米積んでいます。畑の東側には、榊が植えてあり、西側には、紅はるかの苗、ゴーヤ、ブロッコリー、サニーレタスが植えてありました。他の部分につきましては、緑肥を蒔いて耕耘をされた状態になっていました。耕耘された後、雨も降り草が少しありましたが、全体的にきれいに管理されています。ビニールハウス内、現在は何も生産されていませんでしたが、これからパンジー、ビオラなど花の苗を、タマネギ、ブロッコリー、白菜、キャベツ等、野菜の苗を育苗予定ということでした。ハウス内はサーキュレーター等が回っていました。ファンを回して室温を一定に保つのと、コンピューターの誤作動を防ぐとのことで、電源を入れたままにしているということでした。これから秋野菜の苗を植えられるそうです。

8月13日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここはビニールハウス3間×10間が2棟、3間×5間が2棟、3間×10間の鉄骨のガラスハウスが10棟建っています。外には腐葉土を殺菌する蒸気消毒機が設置されていて、これから植える土の消毒に使用しているそうです。現在は花卉の出荷の残りともロンが定植されており、タマネギ、ブロッコリー、白菜、キャベツ、水菜、トマト大中ミニ、キュウリ、ナス、ピーマン、パプリカなど、3万5千本の野菜苗をポットや鉢に植え替えて販売しているそうです。問題なく農業をされております。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」残り2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。整理番号6番、7番の審議が終了しましたので、榎戸委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について2件をご説明いたします。議案2ページと地図の8ページをご覧ください。

整理番号1番 証明申請者、住所、氏名

主たる従事者 住所、氏名

買取申出生産緑地 住所、氏名

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

事務局

こちらは農地所有者の さんが、令和6年2月11日に亡くなられたため、相続人である さんと さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願が行われたものでございます。

現地調査につきましては、担当委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

整理番号2番 証明申請者、住所、氏名
主たる従事者 住所、氏名
買取申出生産緑地 住所、氏名
地番、地目畑、面積
地番、地目畑、面積
地番、地目畑、面積

こちらの整理番号2番につきましては、7月の農業委員会の際に議案としてかけさせていただきましたが、当該地が草が繁茂していたということで一旦保留になりました。代理人の方に保留になったことの説明をさせていただきまして、モニターの写真の通りに改善していただきました。

以前は草が背丈まであったのですが、すぐに対応していただけて、今回議案として載せました。説明は以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号1番について説明します。

地番は今井馬場崎の信号の北側で、全体が茶畑で除草もされ、きれいにされてきました。

地番は自宅の西側ですが、耕耘もされていまして、よく管理されています。特に問題はありませぬので、よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号2番について、鈴木委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号2番について説明します。

ここは私の自宅から歩いて行ける距離なので気にはしていました。8月上旬あたり何度か見に行っ、最初は繁茂していましたが、8月15日に現地に行きまして、写真の通りきれいに刈られていることを確認しました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、個人ですので、適用致しません。

次に第2項第3号。本案件についても、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、栗を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、高山委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号1番について説明します。

先月3号議案で審議していただきました土地の隣接地になります。もともとは栗の木が林となっていた所で、西側から竹が浸食してきていまして、一部の雑木が大きくなってきている状況です。今後は竹や雑木を伐採して、残った栗の木を生かして、枯れたところは補植して利用していくということでした。柑橘類も植えたいとのことでした。昨日現地に行きましたら、竹を伐採し始めていました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号2番について、影山委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員の影山です。

整理番号2番について説明します。

ここは面積が広いのですが全面お茶畑です。大変きれいに管理されていました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を御説明申し上げます。4ページの議案第4号を御覧ください。

議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

(願出者・地番・面積を読み上げる)

《議案第4号別紙2》は現況写真及び、写真方向図となっております。

申請地は、木が繁茂して山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあ

事務局

ります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は7月19日に高山委員さんで行いまして許可するに相当であるとの判断をいただきました。また、加藤会長、町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、高山委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号1番について説明します。

6月に奥の一角も非農地証明をいただいた所です。もともと畑だった所に、杉を植林して現状になってきています。今後、田畑への普及は困難という所になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の5ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙1を御覧ください。

議長

事務局の説明は終わりました。

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、6件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、5件で2ページから3ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明について」は、1件で4ページから5ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時10分から開会いたします。